

急傾斜地崩壊危険区域(災害危険区域)・土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の区域確認方法

福岡県県土整備部砂防課のホームページで各区域を確認できます。(https://sogo-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/)



■北九州市における建築物等に関する規程と手続き窓口一覧 (R6.4.1一部改訂) 《抜粋》

No	分類	規制事項	根拠法令等	特記事項	所管課・協議先
27	A	急傾斜地崩壊危険区域内	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条	許可書(写)を添付	福岡県北九州市土整備事務所用地課 691-2764
			建築基準法第39条 県条例第3条、4条	認定書(写)を添付	都市戦略局建築指導課 582-2531
28	A	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内の建築	土砂災害防止法第24条・25条 建築基準法施行令第80条の3 平成13年国土交通省告示383号	区域内の建築物は建築基準法令80条の3及び告示に掲げる構造方法に適合すること	【区域の確認について】 ・福岡県砂防課HP ・福岡県北九州市土整備事務所用地課 691-2764 ・都市整備局河川整備課 582-2281 ※各区総務企画課でも縦覧可 【建築基準法施行令・告示】 都市戦略局建築審査課 審査第二係 582-2535
29	A	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内の特定開発行為	土砂災害防止法第10条	区域内の住宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった災害時要援護者関連施設(制限用途)の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するための必要な技術基準に従っている場合に限り許可	【区域の確認について】 ・福岡県砂防課HP 【土砂災害特別警戒区域内の開発許可・事前協議】 ・福岡県県土整備部砂防課土砂災害対策係 092-643-3678 【制限用途該当性判断】 ・福岡県北九州市土整備事務所用地課 691-2764 ・福岡県県土整備部砂防課土砂災害対策係 092-643-3678